

平成19年度 第7回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成20年3月21日(金) 午後1時30分から3時50分まで

2 場 所

県庁本庁舎5階 大会議室

3 出席者

委 員：瀧委員長、石黒副委員長

岡本委員、吉門委員、沖津委員、野村委員、宮脇(勝)委員、榎瀧委員、柳委員

事務局：環境生活部：鈴木次長

環境政策課：今井副課長、松澤室長、山本主幹、八木主幹、松田主査、  
三田副主査、坂元副主査

傍聴者：2名

4 事 案

- (1) 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について  
(再検討)
- (2) (仮称)千葉県計画段階環境影響評価技術指針(案)について  
(再検討)
- (3) 千葉県環境影響評価技術細目(案)について  
(報告)
- (4) その他

5 議事の概要

- (1) 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について  
別紙1のとおり
- (2) (仮称)千葉県計画段階環境影響評価技術指針(案)について  
別紙2のとおり
- (3) 千葉県環境影響評価技術細目(案)について  
別紙3のとおり
- (4) その他  
事務連絡

【資 料】

- 1 会議次第
- 2 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価の手續経緯等(資料1-1)
- 3 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書 委員会資料  
(資料1-2 事業者作成資料)
- 4 (仮称)千葉県計画段階環境影響評価技術指針の骨子(案)(資料2-1)
- 5 (仮称)千葉県計画段階環境影響評価の骨子(案)(資料2-2)
- 6 技術細目(案)に対する指摘事項及び対応(案)(資料3-1)
- 7 千葉県環境影響評価技術細目(案)(資料3-2)

【別紙 1】

船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について

- ( 1 ) 議事開始 事務局において資料確認の後、委員長により議事進行
- ( 2 ) 事業者説明 資料に基づき内容を説明
- ( 3 ) 質疑等

委 員： 煙突の実際の高さはどのくらいか。

それから、景観について、周辺にアンデルセン公園、船橋県民の森、白井のニュータウンが至近距離にあるが、煙突がどのように視認されるのか。そのあたりの影響をできる限りやわらげる必要があるのではないか。現状では見えているのか。

また、船橋市では景観条例を検討中である。来年度に向けてその準備をしているところであり、建設してできあがる頃には条例があると思うので、変な形にならないように十分周囲に対して、特にアンデルセン公園は市の目玉の施設であるので、そういう場所からの景観配慮、施設の色や煙突の高さを考慮する必要がある。

事 業 者： 現在の煙突は 80m、赤白である。計画については、周囲の住民との話し合いもあり、特に異論は出ていないので、現時点では同じ 80m の高さを考えている。アンデルセン公園や県民の森については現地踏査をしているが、アンデルセン公園の中からでは樹木などにより現在の建物が見えない。現状と同じ 80m の高さであれば、視認されないものと考えている。そのような踏査を踏まえて設定したものが、方法書 5-81 ページの景観調査地点である。先ほど御指摘のあった白井のニュータウンからは視認できるので、予測・評価地点として対応していきたい。

また、景観条例について現在検討中であることは理解しており、当然考慮しながら予測・評価を進めていきたい。

委 員： 80m はけっこう高く、おそらく 1.2km ぐらいの範囲で視認されると思う。県民の森はその範囲に入っており、煙突が赤白というのはいかがなものか。

事 業 者： 現在は赤白であるが、将来的に赤白となることはないと思っている。

委 員： 条例後、施設の形等が最終局面になった時に、担当部局と調整のうえ、詰めていっていただきたい。

事 業 者： 現在、担当課と話を進めているので、条例制定の有無に関係なく、話し合っ  
て進めていきたいと考えている。

委 員： 煙突のすぐ側にある建屋等で、拡散に影響を及ぼす範囲にある一番高い建物

高さはどのぐらいか。

事業者： 現在、メーカーからのヒアリングが終わった段階で、一番高い建物が 31.5m であり、ヒアリングしたメーカーすべてについて、煙突高さが建物高さの 2.5 倍以上になるよう提示してきている。

委員： 方法書 5-31 ページのダウンウォッシュ時の計算方法に、「吐出速度の 2/3 の風速の条件において」と記載されているが、過去の知見の大部分は自立型の円形の煙突を想定している。最近は景観上の配慮で色々な形状のものが出てきており、特に角形の煙突の場合にはかなりダウンウォッシュの頻度が高くなる。出口周辺の乱れが大きくなるので、過去の式がそのまま使えない可能性が高い。一部に風洞実験の検討結果があるが、形状が変わった場合には吐出速度と風速の比を、かなり余裕を見て大きく取らないとダウンウォッシュの発生を完全に防ぐことはできない。そのあたりも含めて周辺、特に煙突にごく近いところ、公園などがあるとすればその公園内にダウンウォッシュが起こったときに局所的な短時間の高濃度が出ないような配慮が必要になると思うので検討願いたい。

事業者： 十分検討したい。

副委員長： プラント排水と水利用のところだが、燃焼室噴霧に 66m<sup>3</sup>/日とあるが、減温棟での水使用はどこに入るのか。

事業者： 機器冷却のところに入る。

副委員長： シャフト炉の場合も燃焼室噴霧されるのか。

事業者： ないと思う。

委員長： シャフト炉の場合は、フロー図について数値的な変更があるということか。

事業者： 図では購入水量の多いストーカー炉の場合を示しているのですが、シャフト炉では購入水量が減ることになる。

委員長： 雨水のフローを再検討願いたい。降った雨が側溝を流ってすべて河川放流となっているが、あの場所は台地の上であり、水源地域に相当するので、できれば地下水涵養という方法も検討の中に入れていただきたい。

事業者： 船橋市では、印旛沼水系に流れる地域もあることから、各家庭に雨水浸透枳を設けて地下浸透させるよう指導している。指導している市が河川に流すことは難しいので、御指摘いただいたように、準備書では最低限地下水の涵養について記載したい。それ以外にも雨水の利用が可能かどうか検討し記載したい。

委員： 煙突の赤白については、できる限り先端は赤ではなく白にしてほしい。

事業者： 航空法の関係もあり、まだ最終結論は出ていないが、赤白はあまり評判が良くないので、赤白はやめてフラッシュを付けるなどの検討に入っているところである。

委員長： ほかに質問はあるか。出尽くしたようなので、事業者は退出願いたい。

- - - - - 事業者退出 - - - - -

委員長： いまの案件についてまとめたいと思う。本件については、今回までの議論で  
だいたい出尽くしたと考えられるので、いままでの質問、回答を含めて、事務局  
に答申案の作成をお願いしたいがよろしいか。

委員： 一点だけよろしいか。

方法書の中で、自動車からの大気汚染について項目から外してある理由として、  
現状の走行台数と変わらないからとあるが、このアセスは、前のアセスと  
今回のアセスとを比較しているわけではないので、清掃工場に搬入される自動  
車の排ガスがどれだけかということについて、外す理由がわからない。お分か  
りになる委員がいたら教えていただきたい。

委員長： まず、事務局どうか。

事務局： 前回の審議で同様の意見が出ている。ゴミの収集運搬については現状と変わ  
らないので項目として選定しない、と方法書にはあるが、前回の事業者の回答  
では、環境影響評価項目とするかどうか現況調査を行ってから判断する、とい  
うものであった。基本的に現況調査は行い、現況調査の結果から影響があると  
判断された場合には項目として選定する、という内容である。

委員長： この委員会としてそれでよいか、ということだが。

委員： 委員と同じく問題と思ったので、最初に質問したところである。

重要なのはこの施設に搬入される走行ルートである。工場のすぐ前の夏見小  
室線は現状ではそれほど交通量は多くない。想定処理量から考えても、この道  
路において年平均ベースの現状で十分余裕を持って環境基準をクリアしていれ  
ば、予測項目として取り上げても環境基準を超える可能性は低い。その点では、  
事業者の説明にも納得いく部分はある。

もう一つは、国道 16 号との交差点のところで清掃車が加わった渋滞による大  
気汚染の増悪の度合いについてだが、主として清掃工場に南側のルートで入れ  
ると事業者が説明していたので、それが正しければそれほど影響は大きくない  
のではないか。この工場については現状でも稼働しているので、現状の清掃車  
の通行のルートがどうなっているかということが、建替後の影響を見るうえで  
も一つのポイントになるのではないか。その点で、16 号との交差点付近で現況  
調査をもう少し拡充してほしいという感じはあるが、概ね事業者の説明に対し  
ては、審議の過程の中ではやむを得ない、準備書を見てから再検討の必要があ  
るかどうかの判断でいいのではないかと考えて再度の要求はしなかった。多  
少はそのあたりの懸念はあると思う。

委員長： 一般論としては、委員の言われるように、新たな事業として検討すべきとい

うところだろう。ただ、現状と同じ交通量であるということを鑑みて、さほど大きな問題は出ないだろう、準備書の段階での対応でも十分間に合うだろう、という委員の意見であるが、そのようなことでいかがか。

委員： 了解した。

委員長： それでは、事務局には、本日までの議論及び今後提出される関係市町村長意見を踏まえて、答申案の作成をお願いしたい。

答申案の審議は、市町村長意見の提出期限を勘案して、5月の委員会において行いたいと思うが、よろしいか。

各委員： （異議なし）

委員長： それでは、5月の委員会においてこの案件についての答申案を検討することとしたい。

## 【別紙 2】

(仮称)千葉県計画段階環境影響評価技術指針(案)について

(1) 議事開始 委員長により議事進行

(2) 事務局説明 委員意見及び事務局見解について、資料により説明

(3) 質疑等

委員長：事務局からの説明が終わったが、何か意見はあるか。

委員：環境アセスメント学会の中に制度部会というのがあり、これからのアセスをどうするかという会があり、先週、私がプレゼンをするという予定だったので、S E Aの国の考え方と、現在、自治体で取り組んでいるS E Aはどういうことを考えているのかと紹介した。

その時は、某県でのS E Aのガイドラインはこういうような形での要綱として検討中のものがあるということで、参加者は国ももちろん出席しているが、多くはコンサルタントの方々に彼らの目から見ると、「某県の技術指針というのはどちらかというところと現行のアセスの考え方に少し引きずられているのではないか」ということで極めてリジットな体制を構築しているのではないかということであった。定量的、定性的なところで、「定量的に出来るだけ評価するというのは、S E Aの段階でどれだけ定量化ができるのか、これについてはなかなか難しいのではないのか」というような指摘もあった。

しかし、S E Aの地方自治体のマニュアルを作るという作業も、先日から環境省の中で立ち上がって進められているが、それは今年の6月を目処に、自治体で使えるS E Aマニュアルを作るということで会合が始まっている。両方を見ても、各自治体が独自の発想でS E Aというものを捉えて構築するからいいのだと、あとは、いろんな実体験を重ねていく段階でまた手直しをしていけばいいのだと、個人的には思っている。千葉県でこういうような技術指針が認められたというのは極めて喜ばしいことだと個人的には思っている。

委員長：今の委員の話だと、少し堅いのではないかと思われるということだがいかがか。柔らかいところから硬くするのはなかなか難しいが、硬いところから柔らかくするほうが、どちらかと言うとやりやすいかなと個人的には思う。やってみないとわからないという部分が若干ある。

また、調査や、内容をまとめることによって出てきた資料は、次の段階でも使えるものは使えるということで、2重、3重の仕事をするということについて

は、若干重なるかもしれないが、必ずしもそうはならないのではないかと思います。いずれにせよ、方法書の段階のものについては方針が見えてくる、あるいは普通の事業に対して基本的な考え方が見えてくるということが、非常に重要な部分ではないかと思う。そういう意味からすると、委員の言うことも一理あると思う。しかし、今回まとめたものについては、必ずしも、次の段階で使えないということにはならないので私はいいと思う。

各委員の意見はいかがか。

副委員長： 今までの環境影響評価の手法とは、内容がだいぶ違っている。そういう意味ではアセスメントのやり方は非常に進歩したと思う。それでこういったことが自治体のいろんな公共事業に反映されて、この結果を踏まえて、一般の事業についてもこういったことができればいいと考える。技術指針(案)は、現段階においては、この内容で良いのではないかと考える。

委員長： 最近の分野で考慮するものとしては、景観とか人に係わるもの、その辺りから考えてこの技術指針はいかがか。

委員： フォトモンタージュを入れていただいた点に関して、補足する資料をお配りした。前回の委員会で、制度の運用については勉強しながらやったほうが良いのではないかという意見があった。資料は、海外の事例で、清掃工場の建設の事例についてで、建設前と建設後の比較で、建設後の方の写真の真ん中の辺に白い建物があるが、こういった形でフォトモンタージュされていて、景観上のアセスメントを行っているという事例で、この沿岸の地図を見ると5キロぐらいとっている。平野部ではかなり広い範囲から視認される。どこから見えるのかというのがこの図面に書かれて表示されている。それから最後のページに、海岸部を埋め立てて、ゴミのリサイクル施設を作る例で、上が現状で計画後が2段目のような形で、3段目に3Dのシミュレーション図が出ている。これは高さを抑えていると思うが、陸地側から見て海のほうに影響を与えないという景観上の配慮をしている。この断面図等を、地形と合わせる形でその施設のインパクトを極力下げることがされている。先ほどの煙突の赤白の件について、当たり前のことだと思うが、こういった形でコメントが加えられれば、よりの確に判断できるのではないかと思う。こういうことがフォトモンタージュの意義だと思う。

資料の1、2枚目は、環境影響評価EIAとSEAとの関係で、こういった表になって、ユースプラン、ポリシー、プラン、プログラム、それぞれSEAが対応している。プロジェクトの実施の設計の段階になると環境影響評価ということで、それ以前の計画段階においてはかなり適応幅が想定されていて、2枚目を見ると、フェーズ1から6まであり、EIAに至る前に、SEAというのがどういう関係で書かれているのかが段階的に表示されているので、今後、国

際情勢でどこまで要求されてくるかということに係わってくる。国内はどこまで通じるかまだ判断できないと思うが、そう遠くなくこういった環境問題に対する要求というのは今後も増してくるのではないかと思う。そこでSEAというのはどうして求められているのかということをおある程度正確に認識しながらやっていかないと対応できなくなると思うので、勉強しながらやっていかなければいけないと思う。

委員長： 他の点はいかがか。

委員： とりあえずこれで十分だと思う。

委員： 計画段階なので、私の感覚では、ここまで準備して後はやってみないとわからないのではないかなと思う。1番大事なのはどういう代替案が出されるかということだと思う。それは計画がどういう形で今後出されていくのかという事例を見ながら必要な部分は再検討することだと思う。とりあえず、これでやってみたらどうかと思う。

委員： 今一度、資料2-1技術指針(案)と資料2-2評価制度の骨子(案)の関係について説明願いたい。

事務局： 資料2-1は技術指針のみの内容の資料で、資料2-2制度の概要の方は、制度としての手続きの部分も含めて全体の流れという形で作ってある。

委員： どちらが上位文章ということではなく、並列ということか。

事務局： 制度を実施するための基本的な手続きを規定するものとしては、要綱を考えている。次に、規模要件とか、住民意見の提出方法とか、細かい内容を規定するものとして実施要領を考えている。そして、計画段階環境影響評価を実際に行うための技術的な部分として技術指針を考えている。資料2-2の制度の概要の資料は、要綱、要領、指針の全部を盛り込んだという形で作ってあるので、どちらが上というのではない。

委員： 先ほど委員の話に、定量的に記述できるところとできないところがあるというのがあったが、大気とか、水質とか、評価項目の単位が決まっているものについては単独に定量的に評価できて、それが環境基準などの要件に対して可能かどうかの検討ができる。感覚的なものについてはなかなか定量的というのは難しい。ただ、複数の代替案があったときにどちらの方がより環境に配慮されたものかという順序付けとか、相对比较というのが可能になる場合がある。つまり、絶対的なスケールでの測定はできなくても、感覚的なものについても何らかの数字で置き換えることは可能になるので、定量的、物理的なスケールがなくても、環境配慮に対する度合いのどちらが高いかというところの計量的な記述が可能になる部分もあるので、何でも計量的に評価できないからということで、予測項目から除外視してしまうのはまずいと思う。そのところは本文には書くのが難しく、何らかの配慮というのが必要ではないかと思う。

あと、自然の項目で、貴重種等という項目で不正な採捕を防止するという意味合いのことが骨子案に書いてあるが、施設ができることによって、地表の表面が完全に削り取られてしまう場合には、そこにどのような貴重種が存在したとしても、事業の完成後には消えてしまうわけで、そういうものがそこにあるかどうかというのは、その地域の自然団体とか地元の研究者の方々の方がむしろコンサルより情報を持っているはずで、資料2 - 1の8ページの一番上のところを、あまり意識するとそういう情報の収集の時に漏れが大きくなる。また、コンサルが選んだ地元の研究者に聴きに行った時に、よく知らない人だけ選んで、地元の研究者を調査した結果この地域には貴重種がいません、ということで工事が実施されてしまうと、工事の完成後には完全に消えてしまうことになる。そういうものについては、不正な採捕を防止するとともに、不十分な情報に基づいて貴重種がないから影響がないという結論が出ることを避ける必要があると思う。そういうものについては、インターネットの時代なので、「こういう調査にかかってこの地域についてこういう種についての情報を持っている人はいますか」というようなことを、こちらから、そういう地元の研究者などが、こちらが調査を行っていることを知ることができるよう広く情報公開をしていくべきだろうと思う。この辺については2面性があると思うので、のところを強く意識してしまうと、貴重な情報の収集の術をこちらから自ら遮断してしまうことになるので、その辺についての配慮をぜひお願いしたいと思う。

事務局： ただ今の貴重な意見も踏まえて制度の運用に当たりたいと思う。

併せて、今後も御指導をお願いしたい。

委員長： 今回の意見にあった、地元の研究者、自然観察指導員などについて、そういう方々の資質というものが分かるようなものも添付するよう義務付けるとか、指導するなど、質の分かる手だてが必要ではないかと思う。そのあたりはどこかに記述されているか。

事務局： ただ今ご指摘いただいた点については、資料2 - 1の7ページの一番下の 2行目に、「上記 記載の者等への聴き取り調査を行ったときは、その内容及び当該研究者等の専門分野」を明らかにするようにしている。この考え方、記載の仕方は、昨年7月、9月にご審議いただいた条例の技術指針の改正のときに、国の基本的事項もこのような形で改正となっていたので、県の指針もこのようなスタイルで改正をし、事務を進めているところである。ただ今ご指摘いただいた聴き取り調査をした相手の資質というのはどこまで分かるのかということになると、また、聴き取る相手を計画策定者に都合の良い人を選ぶというような操作をされたら、それは使えない情報なのではないかと思われる。それについては、対象を県が策定する計画ということもあるので、とりあえず案

件が出たときには、計画段階環境影響評価を行った上で提出されるので、条例の指針も意見照会をした相手の専門家の氏名まで書かせるようにはなっていないので、それを踏まえ、計画アセスでも個人名までは求めないとしたものだが、相手方の専門分野、聴取した内容、採用した内容、というようなことを分かるようなスタイルで整理をさせたいと思っている。

委員： 貴重種については、千葉県レベルだと、かなり分布がわかっている。千葉県立中央博物館に相当蓄積がある。したがって、項目を入れるとしたらクロスチェックの項目を入れたらいいと思う。匿名を維持するのは十分必要なもので、よほどの貴重種の場合とはにかく中央博物館であれば大体のことはわかる。なので、別の角度から再検証とか、そういう道をつければ、匿名性を維持しながらもかなり確度の高い情報ができると思う。是非そういうやり方を工夫していただければ良いと思う。

事務局： 事業者の方で文献調査をなさいということが原則なので、どういう文献かというと、国、県、市町村とか、出所がわかっているもの、信頼性のあるもの、その資料を調べなさい、調べたらその資料名をすべて書きなさい、という形にしてある。その資料名の中に、貴重種が疑われる場所の事業だとしたら、そういう文献名が出ていないとしたら、そこが調べられていないのではないかと、そういうようなことがわかる。そういうふうに見ていけるのではないかと考えている。

委員： 11ページの別表1の対象となる事業計画の種類だが、景観アセスを調べていたら、風力発電の施設をアセスしている例が出てきている。千葉県だと、房総の南にいくつか立てようという計画があって、地元でも、景観上大丈夫かというような話も出ている。複数の何本も山の上に立つようなら、このアセスにかかるかどうかというのが確認したい。

事務局： 現在の千葉県のアセス条例には、対象事業としての風力発電は入っていない。千葉県として風力発電について、どういうことを行っているかというと、自然公園の区域内に建造物を作ろうとする場合に自然保護課が所掌している景観等影響評価の対象になる。その場合も、発電量の規模ではなくて、景観の観点から、高いものについては、建造しようとする建物の高さが高いものについては対象としている。低ければ、景観上問題はない、ということで、確か対象にしていなかったと思う。現在は県のアセス条例に入っていないので、今回の計画アセスでも対象にしていない。この計画アセスについては、事業アセスの流れの中で事業アセスの色々な限界が言われているので、それを補うための制度と考えている。今後どうするのかというと、現在事務局で把握しているのは、風力発電がアセスの対象としているのは、福島県、兵庫県、長崎県の、3つぐらいである。それで、そして国の方もアセス法施行後10年の見直しにおいて、10

年の見直しというのが来年度あたりから始まると聞いているが、そのあたりでどう扱われるのか、国は国であるが、県は県として、今は銚子とか飯岡、それから館山の方にも結構出来ているので、そこらへんについては今後の検討課題と考えている。

委員： アセス上、配置を工夫するとか、何も言わないと、一番発電しやすいように、風が1番強いところに並んでしまうので、もうちょっと工夫して配置できないのかというコメントの可能性はあるかなと思うが。

事務局： 現在アセス条例の対象になっていないので、条例アセスとしては扱えないが、自然保護課で所掌している景観等影響評価制度の対象となる場合は、景観のみならず、動物、植物、生態系も含めてみていくようなものなので、その時にはそのような意見が出ることもあると思う。

委員長： そのような場合はこちらが考えている方法書の段階と同じような手順で進んでいくのか。今まで、準備書の段階で、計画そのものに関わるような事柄にまで触れてきたわけで、非常に苦労したわけである。ある程度計画が固まってきている段階での話だったので。そうではなく、方法書のまだ固まらない段階ということならば、そういう形で評価することができるのかどうか、あるいは意見を述べることができるのかどうか。

事務局： 景観アセスについては先ほども言ったように、自然保護課で所掌していることと、もう一つは自然保護区域を対象としているということと、当然、景観アセスという名前だけに、景観を対象にしているのだが、それに関しては具体的にどの段階かということとは把握していない。準備書段階ではないかと認識している。審査は、専門委員会が設置され、審議しているというような内容だったと思う。

委員： 基本的に風力発電自体は自然公園でよく行われるというのは日本だけでなく海外でもある。ドイツだとかそういうところでよく見られる。それについては我が国では法的な対応というのが今のところないので、アセス法で今度の改正の時に風力発電という話は良く出てきているが、それはどういうふうになるのかというのはまだ先の話でわからない。

ただ、SEAの段階では民間事業の対応から電力関係が抜けているので、風力も同じではないかという考え方で行くと、SEAでは風力は難しいのかなという話につながると思う。場所的に自然公園だというようなところでは、千葉県がやっているように景観アセスを行って、ある意味では風致景観的に保全しなければいけないところなので景観上の配慮をするということだと思う。あとは、バードストライクの検討のこともあると思う。ただ、条例に入っていないから計画アセスでも対象に入れていないということだったが、入れようと思えば入れられないことはないとも思う。法制度上はできることだが、それは県が

考えること。だが、全国の動きを見ても、まだ3県くらいしか入れていないので、そこまで頑張って千葉県も入れるかということだが、今はまだ機が熟していない、また、地域的にみて今は自然公園について抑えられている、他は手が及ばないということなので、そのところを条例の枠の中に入れるかどうかというのは、それが是非必要だということならば、同時に条例の検討も行えばいいと思う。

副委員長： 計画アセスでは、県が行う事業を対象としている。県が電力事業を行うということはないのではないかと考える。とりあえず提案されているやり方で行って見て、それで手法についてもいろいろ問題点を整理して、また、そういった段階で一般の事業についてもこの方法を行えることになったらその段階で見直しを行えばいいのではないかと思う。

事務局： 今回の計画アセスについては、対象は現在の環境影響評価条例の対象事業、対象規模としているので、計画アセスに風力発電を入れるのであれば条例にも入れなければならない。条例を改正して風力発電だけ入れる改正を行うかということについては判断が難しく、他の対象事業、対象規模要件を決めるに当たっては、現状の対象事業、対象規模要件が妥当であるか検討しなければならないと考える。この関係については先ほども申し上げたが、環境影響評価法の施行後10年の見直しを行うと環境省が言っているので、それと併せて行いたいと考えている。それなので、現段階において風力発電は対象にするということとは考えていない。

委員： 動物の場合も植物の場合と同じように貴重種について分かっていることが多いのだが、ただ昆虫については分かっていないことがまだ多い。貴重種とか未記録種がまだ出てくる。今後の事例や実態を見ながら検証すればいいと思う。まずはこの形で実施すればいいと思う。

委員長： 本日出席している委員の意見の一致が得られたと思うので、資料2-1の内容を持って本委員会の意見としたいと思うが、欠席の委員が多いので欠席委員の意向を確認し、異論が無ければこの内容を本委員会の意見としたいと思うがいかがか。

各委員： （異議なし）

委員長： 事務局は答申文(案)の用意はあるか。

事務局： 一応用意してあるので配布する。（配布）  
では読み上げる。（答申文(案)読み上げ。）

委員長： ただ今読み上げた答申文(案)について意見等あるか。

各委員： （異議なし）

委員長： それではこの答申文(案)により答申を行うこととする。

【別紙 3】

千葉県環境影響評価技術細目（案）について

- ( 1 ) 議事開始 委員長により議事進行
- ( 2 ) 事務局説明 資料に基づき内容を説明
- ( 3 ) 質疑等

委員長： ただいまの説明で、本日欠席されている委員の意見は全て入っているか。

事務局： 入っています。水質、水底の底質、温室効果ガスについては、担当委員に説明し、了解を得ている。低周波音については、前回の委員会で具体的に指摘を頂いている。

委員長： 報告ということだが、意見はあるか。

委員： 景観のところ、緑化施設の構造物に関するコントロールはあるが、緑化に関して、樹木の本数や高さなどはアセス上関係しているのか。修景の中に入っているのか。

事務局： 植物のほうで大径木の調査が入っているので、そういう情報はそこで見られると思う。小さい木については、いわゆる緑のかさというようなところまでは入っていない。新たに造るものについてはアセスに反映できる。

委員： 水質の章で、全窒素がN - Pに、全燐がT - Nになっているので修正すること。

事務局： 修正します

委員長： それでは、本日欠席している委員も含めて、各委員の意見の一致が見られたと思うので、本委員会として資料3 - 2の内容について了承することとしたいが、よろしいか。

各委員： （異議なし）

委員長： それでは、了承することとしたい。

事務局： ありがとうございます。

今年度に入って、条例に基づく技術指針について答申をいただいている。それから、先ほど承認いただいた技術細目、これらについては、これから手続きをして3月31日公布し、周知期間を6ヶ月おき今年の10月1日から施行したいと考えている。

委員長： それでは、本日の審議を終了する。

- 以上 -